

ボリビア大統領令第 4276 号要旨

第 4 条 衛生安全対策

- a) 人と人の社会的距離を最低でも 1.5 メートル空ける。
- b) マスクの着用。
- c) 消毒には濃度 70%以上アルコールまたはジェルを利用。
- d) 手洗いの慣行。

第 5 条 （許可されている経済活動）以下の経済活動は継続が認められる。

- a) 工業、製造業、農産業、林野業、木材加工業。また、それぞれの中間財や原料の供給、流通、販売活動も認められる。また労働時間も業種毎に定められる。
- b) 鉱業分野の活動。また、その中間財、原料の供給、流通、販売活動も認められる。労働時間も業種毎に定められる。
- c) 建設業。

第 6 条 生産と供給

- I. 感染リスクレベルに関係なく、食品、大量消費財の生産と、生活必需品の販売と、これらの中間財の供給、薬品や衛生用品の生産などは、国内供給を滞りなく行うため、継続して活動を続ける。
- II. 大量消費財や生活必需品の供給に従事する人または企業は、国民へのこれらの商品の供給を保障するため、月曜から日曜にかけて 24 時間体制で活動を行う。
- III. 大量消費財や生活必需品の供給に従事する人または企業は、各々の従業員の移動のための交通手段を手配する。
- IV. ガソリン、ガス、ディーゼル燃料やその他の燃料供給会社は、継続して活動する。
- V. 国内市場向けの商品供給のためのあらゆる貨物の国際輸送手段の通行を許可する。同じく貨物の輸出入のための移動を許可する。

第 7 条 人と車両の無条件通行

- I. 必要性に応じて、以下の人の移動を認める。
 - a) 公的または民間医療機関の従業員。
 - b) 軍部。
 - c) ボリビア警察。
 - d) 本令施行期間中、その活動が必要とされる全ての機関、公共サービス会社、戦略的サービス提供会社。

- II. 特例として、命に係わる状態、または不可抗力により医療機関に行く場合は、指定時間外の通行を認める。
- III. 以下のサービス、機関、産業分野や活動に従事する者の車両は通行を許可する。
 - a) 官民の医療機関。
 - b) 軍部。
 - c) ボリビア警察。
 - d) 中央政府や司法当局の車両。
 - e) 中間財や原料供給活動、関連商品の流通および販売活動。
 - f) 宅配サービス。
 - g) 公的機関の従業員の移動車両。
 - h) その他、必要と見なされる活動。

第8条 感染リスクに応じた地方自治体の隔離政策

- I. 地方自治体は、衛生安全対策を保証の上、以下に関する規定を定める。
 - a) 月曜から日曜にかけての食物の宅配または店舗での受け取りに係わる事業者に対して、従業員の移動手段の手配と、調理における衛生プロトコルの遵守を求める。
 - b) 商業、サービス業、その他活動の営業体制を定める。
 - c) 買い出しや銀行手続きのために外出する人々の移動規定を定める。
 - d) 12歳以下、65歳以上の人々の移動規定を定める。
 - e) 買い出し先、道路、広場における最低1.5メートルの社会的距離の保持と、マスクやその他安全用品の使用の義務化。
 - f) その他、各自治体の必要規定を定める。
- II. 各自治体は、それぞれの管轄内における外出許可の時間帯、土日の散歩を目的とした外出許可における居住宅からの距離を独自に定めることができる。

第9条 労働時間

- I. 2020年7月1日から31日の期間の官民の労働時間は、それぞれの活動内容に応じて、連続した時間を定めるものとする。
- II. 官民それぞれが定めた規則は、混雑と新型コロナウイルスの感染拡大を避けるため、労働雇用社会保障省が定める規則に則り段階的な出退勤とすること。
- III. 2020年4月1日の法律第1293号（新型コロナウイルス感染予防、隔離と治療に関する法律）第6条（柔軟な労働時間に関する規定）の規定枠により労働雇用社会保障省は、各自治体の緊急事態対応センター（COED）から要請があった場合、例外的にその労働時間を定めることができる。

第 10 条 官民の公共交通機関

- I. 官民の公共交通機関サービスの規定所管は以下のとおり。
 - a) 州から州への移動、ケーブルカー、航空機は公共事業サービス住宅省。
 - b) 市から市、県から県への移動は、各地方自治体。
 - c) 市内交通は、市または農村部原住民自治体 (Gobiernos Autónomos Indígena Originario Campesinos)
- II. 一般旅客移動サービス
 - a) 市から市への移動は、各市。
 - b) 県から県への移動は、各地方自治体。
 - c) 州から州への移動は、公共事業サービス住宅省と地方自治体間で調整。
- III. 通行制限時間内における一般車両向けの通行許可証は、中央省庁より発行する。

第 11 条 自治体による規制措置

- I. 地方自治体は保健省が定める疫学指標に基づき、新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) の事例発生において自治体内の隔離規定の施行とマスメディアを通じての住民への周知を図る。
- II. 各自治体は、住民の命と健康を守り、新型コロナの感染拡大予防措置を講じるため、市、地区ごとに隔離できる。管轄内での隔離策を講じる自治体は、保健当局との連携を図ることが求められる。
- III. 感染拡大を考慮し、地方自治体および市は、感染拡大を緩和するため、それぞれの「対抗措置計画書」を作成、施行、更新する。

第 12 条 外出禁止措置と隔離措置 新型コロナウイルスの市中感染と陽性者数の拡大に伴い、中央政府は新型コロナの感染拡大状況についての保健省報告に基づき、州・県・市町村レベルでの更なる感染拡大を防ぐため、外出禁止措置と隔離措置を取ることが出来る。

第 13 条 治安の維持

- I. ボリビア軍部と警察は、憲法に則り治安、社会平和、全国民の生活・健康の権利の維持を保障する。
- II. 全国域内において、個人の生命、公共財や私的財産を脅かす可能性のある、あらゆる種類の銃器、刃物、爆発物の所持を禁止する。

(その他経過措置)

措置 1 本大統領令前に交付された自家用車の通行許可は、7 月 31 日まで有効とする。

措置 2 宅配サービスの営業時間については、各地方自治体が所管内の規定を定めるまで月曜から日曜の午前 9 時から午後 10 時とする。

(最終措置)

措置1 2020年4月1日発令の大統領令第4206号の第7条を以下のとおり修正。

(年金納税)

I. 総合年金制度における雇用主負担分の支払い期限を特例的に以下のとおり延長する。

a) 納付対象期間が2月、3月、4月のものは2020年8月31日まで延長。

b) 納付対象期間が5月、6月、7月のものは2020年9月30日まで延長。

c) 納付対象期間が8月のものは、2020年10月31日まで延長。

d) 納付対象期間が9月より、対象月の翌月末までに納付。

II. 個人事業主の総合年金制度への納付期限は以下のとおりとする。

a) 納付対象期間が4月、5月、6月、7月のものは2020年7月の7日営業日までとする。

b) 納付対象期間が2020年8月以降のものは、現行規則通り、各月の5日営業日までとする。

措置2 司法当局、憲法裁判所および公務省は、新型コロナウイルスの各種衛生安全対策を講じた上で、その活動を再開する。

(ジェトロリマ事務所作成)